

**学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準**  
(学校保健安全法施行規則第18・19条)

分 類	病 名	出 席 停 止 の 基 準	
第1種	(注)	治癒するまで。	
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。	
	麻疹(はしか)	解熱したあと3日を経過するまで。	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。	
	風しん(三日はしか)	発疹がなくなるまで。	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで。	
	咽頭結膜熱(プール熱)	症状がなくなったあと2日を経過するまで。	
	結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで。	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	
	細菌性赤痢		
	腸チフス		
	パラチフス		
	腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)		
	流行性角結膜炎(はやり目)		
	急性出血性結膜炎(アポロ病)		
	その 他 の 伝 染 病		溶連菌感染症
			マイコプラズマ感染症
			ヘルパンギーナ
			手足口病
			伝染性紅斑(りんご病)
			伝染性膿痂疹(とびひ)
			伝染性軟属腫(水いぼ)
流行性嘔吐下痢症(ノロウイルス感染症など)			
その他医師が伝染すると認めたもの			

(注) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザなど